

下諏訪労務対策協議会 厚生施設利用料の補助要綱

(令和8年6月)

下諏訪労務対策協議会の雇用定着事業の一環として、下記のとおり厚生施設利用料を補助するものとする。

1. 補助対象: 会員事業所従業員のレクリエーション目的での利用(クラブ等定期的な活動は除く)
2. 補助金額: 利用料の半額 ※1事業所1年度あたり上限30,000円とする。
3. 対象施設:

〔下諏訪町〕 下諏訪体育館、野球場、陸上競技場、テニスコート、弓道場、屋内運動場、錬成の家、高浜運動公園、いずみ湖公園グラウンド、総合文化センター、公民館・勤青ホーム、町内小中学校体育館・グラウンド、下諏訪ローイングパーク AQUA 未来、健康ステーション、健康フィールド
〔岡谷市〕 岡谷市民総合体育館、市営庭球場、川岸スポーツ広場、今井西広場、湖畔広場、市営岡谷球場、カルチャーセンター、湊公民館、川岸公民館、長地公民館、勤労青少年ホーム、勤労会館、テクノプラザおかや、諏訪湖ハイツ、市内小中学校体育館・グラウンド、やまびこスケートの森アイスアリーナ
〔諏訪市〕 働く婦人の家、勤労青少年ホーム、諏訪市体育館、清水町体育館、元町体育館、霧ヶ峰体育館、諏訪市武道館、諏訪市弓道場、屋内ゲートボール場、諏訪湖スタジアム、清水町野球場、スポーツ広場、諏訪湖ヨットハーバー、西山運動場、クリーンレイクグラウンド、上川テニス場、クリーンレイクテニスコート、霧ヶ峰陸上競技場、霧ヶ峰運動場、諏訪市公民館、市内小中学校体育館・グラウンド、すわっこランド
〔茅野市〕 総合体育館、陸上競技場、野球場、広場野球場、テニスコート、屋内ゲートボール場、相撲場、弓道場、焼肉広場、体育錬成館、家庭教育センター、情報プラザ、市内小中学校体育館・グラウンド、市営プール、アクアランド茅野

4. 申請手順:

①	施設利用者が	利用後、「補助申請書」を記入する(領収書貼付のこと)。
②	事業所担当者が	①の内容と上記要綱との合致を確認し、事業所申請確認者欄を記入する。※「事業所名」欄には社印・社判の押印要
③	施設利用者または事業所担当者が	事務局(下諏訪商工会議所内)に申請書を提出する。
④	事務局が	申請月または申請翌月の下旬に、事業所口座に補助金を振込みする。 ※振込時に事業所担当者宛に通知をします
⑤	事業所担当者が	施設利用者に補助金を渡す。

5. 対象期間: 令和8年4月1日～令和9年3月25日 ※予算額に達し次第終了となります

6. 申請期限: 令和9年3月25日

申請先: 下諏訪労務対策協議会事務局
(下諏訪商工会議所内)

令和 年 月 日

下諏訪労務対策協議会
厚生施設利用料補助申請書

事業所名 ※社印・社判	
申請者氏名	
利用年月日	
利用目的	
施設名	
補助申請金額 ・利用料の半額 ・上限年間30,000円 ・1円未満切り捨て	
補助金振込先口座 (事業所口座)	銀行 支店 普通 ・ 当座 口座番号:
事業所申請確認者	領収書貼付 ※スペースが足りない場合は裏面に貼付してください。
部署名	
氏名	
FAX番号	
※振込時に通知書を送付いたします	

事務局使用欄

	受付	振込通知	振込
処理日	/	/	/
処理印			